

令和3年分贈与税の修正申告書（別表）

受贈者の氏名										
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(単位：円)

署
務
付
印
税

① 修正前の課税額（第一表）

I 暦 年 課 税 分	特例贈与財産の価額の合計額（課税価格）	①	<input type="checkbox"/>							
	一般贈与財産の価額の合計額（課税価格）	②	<input type="checkbox"/>							
	配偶者控除額 (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額) 円	③	<input type="checkbox"/>							
	暦年課税分の課税価格の合計額 ((①+(②-③)))	④	<input type="checkbox"/>							
	基礎控除額	⑤	<input type="checkbox"/>							
	⑤の控除後の課税価格 (④-⑤) 【1,000円未満切捨て】	⑥	<input type="checkbox"/>							
	⑥に対する税額	⑦	<input type="checkbox"/>							
	外国税額の控除額	⑧	<input type="checkbox"/>							
	医療法人持分税額控除額	⑨	<input type="checkbox"/>							
	差引税額 (⑦-⑧-⑨)	⑩	<input type="checkbox"/>							

-----相続時精算課税分-----

II	相続時精算課税分の課税価格の合計額	⑪	<input type="checkbox"/>							
	相続時精算課税分の差引税額の合計額	⑫	<input type="checkbox"/>							

III 合 計	課税価格の合計額 (①+②+⑪)	⑬	<input type="checkbox"/>							
	差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑩+⑫)) 【100円未満切捨て】	⑭	<input type="checkbox"/>	00						
	農地等納税猶予税額	⑮	<input type="checkbox"/>	00						
	株式等納税猶予税額	⑯	<input type="checkbox"/>	00						
	特例株式等納税猶予税額	⑰	<input type="checkbox"/>	00						
	医療法人持分納税猶予税額	⑱	<input type="checkbox"/>	00						
	事業用資産納税猶予税額	⑲	<input type="checkbox"/>	00						
	申告期限までに納付すべき税額 (⑭-⑮-⑯-⑰-⑱-⑲)	⑳	<input type="checkbox"/>	00						

② 修正前の課税額（第二表）

相 続 時 精 算 課 税 分	特定贈与者の氏名	特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて第三表を使用してください。この場合、「①修正前の課税額(第一表)」及び「③修正申告によって異動した事項」については、いずれか1枚に記入してください。									
	財産の価額の合計額（課税価格）	⑳									
	特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額 (最高2,500万円)									
		⑳									
		特別控除額の残額 (2,500万円-⑳)									
		⑳									
		特別控除額 (⑳の金額と⑳の金額のいずれか低い金額)									
		⑳									
		翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-⑳-⑳)									
		⑳									
	税額の計算	⑳の控除後の課税価格 (⑳-⑳) 【1,000円未満切捨て】									
		⑳									
		⑳に対する税額 (⑳×20%)									
		⑳									
		外国税額の控除額									
		⑳									
		差引税額 (⑳-⑳)									
		⑳									

③ 修正申告によって異動した事項

異動の内容	異動の理由

*	税務署整理欄	整理番号	□□□□□	名簿	□□□□□	義務的 修正期限	□□年	□□月	□□日
---	--------	------	-------	----	-------	-------------	-----	-----	-----

* 欄には記入しないでください。

(資 5-10-3-1-A 4統一) (令 3.10)

第三表（令和3年分用）（第三表は、申告書第一表又は第二表（相続時精算課税分について修正申告する場合のみ）と一緒に提出してください。）